

## 市外地域密着型サービス事業者の指定について

### 1 概要

本市の被保険者が埼玉県川越市内の下記認知症対応型共同生活介護事業所のサービス提供を受けたことに際し、川越市長から介護保険法第78条の2第4項第4号による「同意」を受けたうえで、当該事業者に対して横須賀市長による「指定地域密着型サービス事業者」の指定を以下のとおり行いました。

本指定は、令和元年東日本台風の際、川越市内の軽費老人ホームが浸水被害を受け、当該軽費老人ホームに入所していた本市被保険者が、本指定の事業所に避難したことにより必要となったものです。なお、指定が事後となることについては、令和元年10月16日付の厚生労働省からの事務連絡等により支障がないことを確認しております。

### 2 指定案件

|           |   |
|-----------|---|
| 申請者       | 東京都江戸川区北葛西1-22-17<br>メディカル・ケア・プランニング株式会社<br>代表取締役 山田 一幸 |
| 事業所名称     | グループホームつどい「南大塚家」  |
| 事業所の所在地   | 埼玉県川越市南大塚3-17-18  |
| 介護保険事業所番号 | 1190400521  |
| サービスの種類   | 認知症対応型共同生活介護  |
| 指定日       | 令和元年10月14日  |

#### 参考

令和元年台風第19号に伴い避難先市町村の地域密着型(介護予防)サービスを利用する場合の手続きについて  
(令和元年10月16日 厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名 事務連絡)

#### \*抜粋\*

今般の令和元年台風第19号による被災地域が広範に及ぶとともに、緊急的な対応が必要であることから、関係市町村間での手続きについては事後的に行う等柔軟に取り扱うこととしても差し支えないものとします。